

令和 4 年 2 月 1 日

組合員 各位

新潟県農業機械商業協同組合

## 溶接ヒュームについて

厳冬の候、貴社におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

昨年 9 月に労働安全衛生法施行令、特定化学物質障害予防規則等が改正され、金属アーク溶接時に発生する溶接ヒュームが特定化学物質となりました。これに伴い、事業所としては、労働安全衛生法の観点から、従業員をこの特定化学物質から守り、安心安全な労働環境を形成しなければなりません。このような目的で、以下のような対応を早急にとっていただけるようお願いいたします。商組ホームページのインフォメーションに詳しいパンフレットもありますので併せてご覧ください。

### I 金属アーク溶接等作業を継続して屋内作業場で行う事業者

#### ① 全体換気装置による換気等

#### ② 溶接ヒュームの測定、その結果に基づく呼吸用保護具の使用等

個人ばく露測定による溶接ヒューム濃度の測定(業者に頼む、2 日間、10~20 万?)を行い、測定結果に応じて適切な呼吸用保護具(防塵マスク)を選定し、作業者に使用させます。また、換気装置の風量の増加等必要な措置をします。

#### ③ 掃除等の実施

金属アーク溶接等作業に労働者を従事させる時は、当該作業を行う屋内作業場の床を水洗等によって毎日 1 回以上掃除しなければなりません。※超高性能 HEPA フィルター付真空掃除機でも可。粉じんを再飛散に注意

#### ④ 特定化学物質作業主任者の選任

屋内作業・屋外作業を問わず、金属アーク溶接等作業場では「特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習」を修了した者のうちから作業主任者を選任し、労働者が溶接ヒュームにばく露されないよう、作業を指揮することが必要となります。

(技能講習：一般社団法人 新潟県労働衛生医学協会 2 日間、13,750 円)

#### ⑤ 特殊健康診断の実施

溶接ヒューム等を取り扱う業務に常時従事する労働者に対して、6 か月以内毎に 1 回、定期的に特定化学物質に係る特殊健康診断を実施する

#### ⑥ その他必要な措置 安全衛生教育、有効な呼吸用保護具(マスク)の備え付け等

※屋内作業場で従業員に金属アーク溶接に従事させる事業者は、今年 4 月 1 日までに対策をしなければなりません。また対策を始めていないところは、まずは④の講習を受講し、対応の順番等を考えましょう。また、従業員には有効な呼吸用保護具を使用させるようにしてください。

## II 金属アーク溶接等作業を継続して屋外作業場で行う事業者

多数の農機販売店が、これに該当すると思われませんが、屋外作業場や軒先などでアーク溶接をする場合は、濃度の測定等は不要ですが、当該作業者に有効な呼吸用保護具を使用させることが必要です。その他以下の対応もしてください。

### ④特定化学物質作業主任者の選任

屋内作業・屋外作業を問わず、金属アーク溶接等作業場では「特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習」を修了した者のうちから作業主任者を選任し、労働者が溶接ヒュームにばく露されないよう、作業を指揮することが必要となります。（技能講習：一般社団法人 新潟県労働衛生医学協会 2日間、13,750円） 新潟、三条、長岡、柏崎、上越で講習会を実施しています。

### ⑤ 特殊健康診断の実施

溶接ヒューム等を取り扱う業務に常時従事する労働者に対して、6か月以内毎に1回、定期的に特定化学物質に係る特殊健康診断を実施する

### ⑥ その他必要な措置 安全衛生教育、有効な呼吸用保護具(マスク)の備え付け等

以上を令和4年4月1日から始められるようにしなければなりませんでした。商組の情報が遅くなり大変申し訳ありませんでした。

詳しいパンフレットは、商組ホームページ(<https://www.niigata-noukisyuu.or.jp>)のインフォメーション(1月13日)から入手できます。また、技能講習の労働衛生医学協会のホームページもリンクしてあります。